

社会労働委員会議録第四十七号

昭和三十三年四月二十七日(土曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長代理 理事嶋山 孝一君
理事大坪 保雄君 理事中川 俊忠君
理事野澤 清人君 理事八木 一男君
理事野澤 寛君 理事植村 武一君
小川 半次君 理事越智 茂君
小島 徹三君 理事鈴木 善幸君
田中 正巳君 理事高瀬 傳君
中島 茂喜君 理事八田 貞義君
林 博君 理事原 捨思君
古川 丈吉君 理事耳 四郎君
井堀 繁雄君 理事栗原 俊夫君
五島 虎雄君 理事滝井 義高君
中原 健次君

出席國務大臣

松浦周太郎君

出席府政委員

伊能 芳雄君

労働事務次官

村上 茂利君

労働事務官 (大臣官房)

松永 正男君

労働事務官 (大臣官房)

百田 正弘君

労働事務官 (労働基準局長)

江下 孝君

労働事務官 (職業安定局長)

三治 重信君

労働事務官 (労働基準局長)

川井 章知君

労働事務官 (労働基準局長)

重信君

労働事務官 (労働基準局長)

川井 章知君

労働事務官 (労働基準局長)

川井 章知君

労働事務官 (労働基準局長)

川井 章知君

野一郎平君、中村三三之丞君、仲川房次郎君、松村謙三君及び多賀谷眞稔君辭任につき、その補欠として中島茂喜君、田中正巳君、原捨思君、林博君、逢澤寛君、鈴木善幸君及び西村彰一君が議長の指名で委員に指名された。

同日
委員逢澤寛君、鈴木善幸君、中島茂喜君、林博君及び原捨思君辞任につき、その補欠として仲川房次郎君、松村謙三君、加藤常太郎君、中村三之丞君及び草野一郎平君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日
旅館業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三三三号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
労働福祉事業団法案(内閣提出第一一四号)

○龜山委員長代理 これより会議を開きます。

都合により委員長が不在でありますので、私が委員長の職を勤めます。労働福祉事業団法案を議題とし審査を進めます。質疑を続行いたします。

○滝井委員 前回までの私の質疑は、労災協会の所管である労災保険病院は財団法人でございますが、従ってその税法上のいろいろの問題点を聞きまし

た。その次には医療保障四ヶ年計画との関係をお聞きしたんです。次には労働者災害補償保険法の二十三条の保険施設というものとこの労働福祉事業団に管轄されておる保険施設との関係、それからこの労働福祉事業団法の十九条の関係等いろいろ御質問をいたしました。が、それらの一条と十九条の関係、並びに労働者災害補償法の二十三条との関係は、必ずしも私の満足するような御答弁はいただけなかったような感じがいたしました。次に第四条の労働福祉事業団の資本金の関係についていろいろお尋ねをいたしましたのでございます。そこで四條の資本金の関係についてもう少しお聞きをしてみたいと思っております。

この事業団の資本金は、四條において、地方公共団体の出資をした額と政府の出資した額との合計額になっておるわけでございますが、その場合に、附則十條に「地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することが出来る。」というふうな規定を設けた次第でございます。

○滝井委員 私がわからないのはどうして当分の間としたのかということなんです。こういう事業を今後やらせようとするからには、当分の間である必要はないので、ずっと出してもらったらよきようなものなのに、なぜ特に附則に持ってきて、当分の間出資することとができるとしたのか、しかも本文の四條には明白に地方公共団体が出資した額ということをやったおるのですか。

○村上(茂)政府委員 労災保険の施設及び失業保険の福祉施設は、法の建前といたしましては、政府がその施設を行う、こういう建前になっておるわけでございますが、その建前を貫き

ます場合には、事業団に対する出資は政府のみが行うという考え方が強く出てくるかと存じます。しかしながら現在の保険施設の運用を見ますときに、病院あるいは総合補導所の土地、建物等につきまして、地方公共団体の寄付を受けておる例も若干あるものでありまして、今後そういった寄付という点につきましては、地方財政等との関係も

ありまして、これを出資の形で行う方が地方公共団体の御協力も無理なくできるのではなからうか、こういう趣旨からいたしました。いわば一つの例外的な措置ではございますが、現状と適当に調和するような措置をいたしました。→当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができ

ます。○滝井委員 実には土地建物というのは、特に土地に至っては、ほとんど恒久的なものなんです。総合職業補導所の建っている土地、労災病院が建っている土地というものは、これはほとんど恒久的に事業団に出資することになるわけなんです。そうしますと当分の間と、こういうことではおかしいと思

う。それからあなたの方で今地方財政再建促進特別措置法との関係をお出しになりましたが、なるほどこれは臨時的なものだと思えます。それにしてもこれは一年、二年の臨時的なものじゃないのです。長きはやはり十年、十五年とかかる再建なんです。再建債といつても、短かいものでも五年から七年な

が、滝井先生御承知のように、地方財政再建促進特別措置法自体が当分の間の措置法であるという建前をとっております。まして、いわば地方財政再建自体が、恒久的なものというよりも、当分の間という建前で扱われておるようでございます。この事業団法案を作るに

当りまして、事業団出資の問題がもつたらこういう地方財政再建の問題にからみ合いますので、こういった出資措置を考えたのでございますが、その見直しとしましては、私どもとしては当分の間と、こういうふうな考え方で足りるのでありまして、恒久的に地方出資を認めるという考え方をとる必要がないのではないかと、こういうふう

に思うわけでございます。○滝井委員 実は土地建物というのは、ほとんど恒久的なものなんです。総合職業補導所の建っている土地、労災病院が建っている土地というものは、これはほとんど恒久的に事業団に出資することになるわけなんです。そうしますと当分の間と、こういうことではおかしいと思

う。それからあなたの方で今地方財政再建促進特別措置法との関係をお出しになりましたが、なるほどこれは臨時的なものだと思えます。それにしてもこれは一年、二年の臨時的なものじゃないのです。長きはやはり十年、十五年とかかる再建なんです。再建債といつても、短かいものでも五年から七年な

らこれは相当長期なものであることは

確実なんです。そうしますと、地方財政再建の問題があるので、当分の間とおっしゃいますが、それならばあなた方はこの法律を作るときに、地方の都道府県知事と御相談して作つたかどうかということなんです。その二点を伺いたい。

○村上(茂)政府委員 この法案を作ります前に、特に関係がございますのは総合補導所の関係でございますが、関係府県の責任者に対しては、こういう構想を示し、その意見を聴取いたしております。なお御質問の中に土地などの出資は、出資したら永久的なものではないかというお言葉がございましたが、それはまさにその通りかと存じます。ただ出資を認める期間と申しますか、土地建物は出資されましたならば恒久的に使われるわけでありまして、出資行為というものは永久にわたって行われるという趣旨ではないのでありまして、その点は当分の間と、こういう建前をとっているわけでございます。

○滝井委員 この法律に特に当分の間ということを入れた理由は再建法との関係だと、こういうことをおっしゃいます。そうしますと再建法で出資ということは何か認めているのですか。再建法は、こういう出資や寄付金というものは禁止しているのが建前なんです。前に出た再建法というものは、寄付や負担金を地方公共団体は国に対してやうてはいかぬと、こういうことなんです。そうしますと、広く解釈すれば、出資というものも入るかどうか疑問ですが一応入ると考えて、やうてはいかぬというものを、今度はあつて法律で、当分の間相談したらやる

ことができるんだ、こういう除外例を作ることには——これは今まで職業補導行政が非常に行政上支障を来たす隘路になつていっているというなら別です。ところが大して隘路にもなっていない、行政上支障も来していない、あるいは再建法の建前からいへばそういうものはやうてはいかぬと禁じておるものを、何でわざわざ当分の間、この法律の中で自治法の原則まで侵して認めなければならぬかということなんです。自治法というのは、再建法のことを私は言っておるわけなんです。

○江下政府委員 今先生のおっしゃった地方財政再建促進特別措置法は、法文としては出資について明確な制限は設けてない、私は考えておりますが、それで今度の事業団法の附則十條で自治庁長官の承認を要する、こういう面でも承認しております。

○滝井委員 地方財政再建促進特別措置法の二十四条の二項をごらんになると、ここにもやうばり「当分の間」ということが書いてあります。法制局に尋ねてみたら、おそらく当分の間というのはいくらあつたのまねをして書いたのだらうという話らしいのです。私わからなかつたからお聞きしたのですが、そうしたらそこに「国に対し、寄付金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これに類するものを支出してはならない」と、これよりもつと前に出た法律に明白に書いておる。これはもちろん特別の法律で作るからやうてもいいんだ、こういうことになると、あとから出た法律は、みんなこの法律だけは別だ、別だということになると、再建法のこの精神というものは、この前井堀君が言ったのと同じな

は、この前井堀君が言ったのと同じな特殊法で一般法というものが骨抜きされてしまうのです。そうしますと、何となく、地方自治体の再建というものが、病院行政を一番くずしておるものではないか、再建法の除外例を作つてくずすのは政府であり労働省だということになつてしまふ。だからこういう点は何か特に失業保険の中の福祉施設というものを事業団に持つてこなければならぬ、大きな行政上の支障を来たしておるといふことが具体的にあらば、これは特殊の除外例としてやむを得ないと思ふのです。ところが現実には大して支障もないものを、しかも都道府県知事が円滑に運営しておるものを、一元的にやうておるものを、二元化し、しかもその自治体の苦しい財政の中から、土地という固定資産まで出させるというところは、明らかにこれは地方財政再建促進特別措置法の違反です。こういう点から考えて、しかもこの中にはもちろん出資ということも書いておられません。寄付金や何かと違つて永久になくなつてしまふものではないか、依然として地方公共団体の財産であることは間違いないけれども、自分の自由にならぬ財産になることは確実です。従つてそれだけ地方自治体からしてみれば、自由裁量のきく財産がなくなるというところは、やうばり地方財政の上から見れば幾分マイナスの面が出てくることは確実なんです。そうだとするならば、私はこういう当分の間というふうな除外例をここに持つてくることは問題だ。しかも知事会から出てきている文書を見ると、何の相談

も受けてない。全国知事会は、労働省がこの法律を作るのに何の相談も受けておりません、という文書をわれわれはもらつておる。うそだと思ふなら、ここに持つてきておる。あなた方は相談したとおっしゃるけれども、相談を受けたとは書いていません。そういう点なかな地方自治体との関係を考えても、これはやうばり非常に問題のある法案だと私は思ふのです。そういう点どうお考えになっておるか。

○村上(茂)政府委員 前段の地方財政再建促進特別措置法の関係でございますが、再建特別措置法の建前から申しますと、赤字団体のみが、寄付金、負担金、その他これに類するものを支出しようとする場合は自治庁長官の承認を得なければならぬ、こういう建前になっておりました。赤字団体でない団体は、こういう制限は受けないのであります。ところが事業団法は、そういった赤字団体でない、地方財政再建促進特別措置法の制約を受けない団体についても、自治庁長官の承認を受けるように厳格にこれをしたわけでありまして、再建特別措置法は、むしろ再建特別措置法の基準線に乗りつつ、赤字団体以外の富裕団体についても自治庁長官の承認を受ける、こういう措置をとりまして、地方財政に影響を及ぼさないように考慮を払つておる次第でございます。この点一つ御了承をいただきたいと思ひます。

それから後段の知事会に相談しなかつたではないかという点でございますが、特に総合職業補導所は全府県に設けられておりましたので、関係府県に連絡をいたしまして意見を聞けば足るといふふうに私も考えておりました。

て、それぞれ所管の部長に對しましては前々からこの点をお知らせし、意見を承わつた、こういう措置は、もちろん先ほど申しましたように持つておるわけでございます。知事会という団体あてに諮問するとか、あるいは意見を聞くといふことはいたしてあります。しかしただいま申しましたように、関係府県とは十分連絡をとつて意見を聞いておる次第でございます。

○滝井委員 なるほど地方財政再建促進特別措置法というものは赤字の団体を中心にしております。しかし二十二條に準用団体というふうなものもある。これは必ずしもまっかな赤字のところじゃなくて桃色の赤字のところだつてやはりこれにかかつてくるので、今黒字の団体だつて、今のような財政の状態から見ると、いつどういふ工合になつて赤字の団体にならないとも限らないというものが、今の非常に不安な自主的な一般財源を持たない地方財政の姿なんです。そういうところへこういうものを除外例の中からするといふことは、私はやはり問題がある。いわゆる千丈の堤もアリの一穴からくづれていくように、こういう除外例のものを、今度さらにまた除外をしたものを作つていくということになれば、これは大へんなことだと思ふ。個々の職業補導所をやつておる県には相談したと言つても、何といつても全府県知事会という、一つの団体を組織して政府に意見を具申したり陳情したりしておるわけですが、その知事会から出てきた文書を見ると、「労働福祉事業団の法案立案及び設立の意図については、何等事前協議もなく、契約締結当事者たる甲の「甲」といふのは政府です

て、それぞれ所管の部長に對しましては前々からこの点をお知らせし、意見を承わつた、こういう措置は、もちろん先ほど申しましたように持つておるわけでございます。知事会という団体あてに諮問するとか、あるいは意見を聞くといふことはいたしてあります。しかしただいま申しましたように、関係府県とは十分連絡をとつて意見を聞いておる次第でございます。

て、それぞれ所管の部長に對しましては前々からこの点をお知らせし、意見を承わつた、こういう措置は、もちろん先ほど申しましたように持つておるわけでございます。知事会という団体あてに諮問するとか、あるいは意見を聞くといふことはいたしてあります。しかしただいま申しましたように、関係府県とは十分連絡をとつて意見を聞いておる次第でございます。

○瀧井委員 そうしますと、この事業団の政府出資分というものは昭和三十一年三月三十一日までの予算の範囲内で決定しておるものを出資額とする、こういうことなんでしょう。

○松永政府委員 昭和三十一年度末におきまして決定しておりますものうち「これははや技術的になるのでございまして、建物一つ一つにつきまして現在建設省が建設をいたしております。そうしますと、Aという労災病院の中の第一号病棟が完成をいたしますと、それを建設省から労働省に引き継ぎをいたしまして、国有財産として登録をするわけでございます。従って未完成のものは労働省所管の予算で建築をいたしまして、いまだ労働省の国有財産として登録されないというものがあられるわけでございます。ここで先ほど六十四億というお示しになりました数字に該当するものは、労働省所管の建設予算で建設をいたしましたものうち三十一年三月末までに完成をしまして「これは病院としての完成ではなくして、個々の建物としての完成ですが、完成をしまして、労働省に明確に労働省所管の財産として登録せられておるもの、それを内訳としてあげたわけでございます。

○瀧井委員 どうも問題がはなはだ複雑になってきたのですが、そうしますと、技術的に個々の建物で三月三十一日まで完成をして国有財産となつて、それが明白に労働省所管に移されたものが出資財産となる、こういうことなんでしょう。従って時点のとり方によってはこれは非常に動いてくるわけなんです。この法律が七月なら七月一日から動き出すということになれば、三月三十一日と六月三十日とはそこで相当違つてくるわけですね。従つてわれわれは出資額が幾らかということをはなかなかに明白にしたいわけなんです。どうもこの予算書を見てはわからぬ。従つて大ざっぱでよろしいから、私は昨日もちょっと最後に要求をしておいたのですが、政府の出資する額の内訳をやはり出してもらいたいと思つております。できれば地方公共団体の分も出してもらいたいと思つております。どうもきょう法案を通すことになつて、はなはだ困つたことなんです。そういう全体のことからいってどうも私たちはこの事業団については多くの疑問が出てくる。こういう疑問を残して法案をうやむやのうちに通してこういう事業団を成立せしめると、そこからまた汚職が出るということもなりかねない。これは大事な財産です。物がAからBに移つたり、BからCに移るといふ過渡的なことがあつたときには大事な財産がいつの間にか一引き、二引きでなくなつていくということもありません。ここあたりは非常に重要なところだと私は思つて、従つて政府は一つそういう資料を出してもらいたいと思つております。

それからいま一つお尋ねをしたい点は、そういう財産に関連をして十九条をこらんにしたてたこと、この前資本金との関連においていふ論議したところなんです。十九条の一項の一号は、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設を設置及び運営を行うこと、こういうことになつて、この意味は二十三条関係のほとんど全部を大体網羅する形で書かれてきておるわけなんです。その他政令で定める施設及び運営ということになつて、少くとも療養施設と職業再教育施設は全部入るといふ意味にこの文章はとれるわけなんです。ところがその次の二号をこらんにしたとくと、失業保険法第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設、こうなつておるわけなんです。従つて「政令で定める」ということで、政令というのが上にある。上にあるということは、職業訓練施設の中でも自由に政府がその中で、たとえば十の職業訓練所があるならば、その中の五つだけを政府が事業団にやつて、あとの五つは果にまかせることができ、こういう意味の書き方で、これは初めから選択権を持つておる書き方で網羅的ではない。一号の方は網羅的ですが、二号の方にせういうように網羅的に書かなかつたかという事です。総合職業補導所はすべて政府はこの中に入れていとお考えなんです。提案理由の説明を見ると、未完成のものも含めて、昭和三十一年度までのものは別として、三十一年度までのものは一応全部入れていく、こういう形になる。ところが、この書き方は「政令で定める職業訓練施設、宿泊施設」と、こうなつておるのですから、訓練施設でも宿泊施設でも全部入れなくてよろしい。建物がよくできて、敷地の話がうまくいつたら、あとは建物の無いところは地方自治体にまかせよう、こういう言い方をしておるわけなんです。これは労災保険と失業保険の関係の福祉施設と保険施設を一括して事業団にやるんだ、こういう建前でおるのに、十九条を見ると、一号と二号とはこれは明らかに違つて方になつておる、これはどういう理由ですか。

○村上(茂)政府委員 御指摘の第十九条の第一項第一号の書き方と第二号の書き方と違つていふか、こういう点でございまして、労災保険法第二十三条の保険施設に関する規定は保険施設の種類を例示しております。第一号から第五号まで例示しております。第一号は福祉施設に関する規定は、福祉施設の種類の例示してないものであります。こういうふうに、それぞれ基本になる本法の規定の仕方が異なつておるもので、それに従つておる第十九条の規定の仕方をさういふふうにして書いておるのでございます。

○瀧井委員 そうしますと、これであつた方は職業訓練施設の中で総合職業補導所は全部事業団に移ると読めるというわけなんです。私はこれではそれは読めないと思つておるのです。

○村上(茂)政府委員 これは政令の規定の仕方いかんによりまして全部移すと思ふれば政令にそれを定めればよろしい、かりにもしその宿泊施設等の中で問題があるというふうなものがございしますれば、残そうと思ふれば政令の定め方によつては残せる。これは瀧井先生御指摘のように、政令の仕方いかんによつてさういふ措置がなし得ると思つておる。

ましたように、失業保険法の第二十七条の二の規定には職業訓練施設とか宿泊施設とかいう固有な名詞は載せていないのであります。広く福祉施設という概念でカバーしておるのでございまして、さういふものをピク・アップして二つ例示したわけでございますが、さういふものを個別的に全部種類を予定し、かつその具体的内容も明確にするということが法律技術的に問題がございまして、政令で定める職業訓練施設、さういふように、政令でその種類内容を定める、さういふように規定したわけでありまして、さういふ立法技術上の点からさういふ書き方にいたしておるわけでありまして。

○瀧井委員 どうもそこあたりが少し納得がいきかねるのですが、二号を見ると「職業訓練施設、宿泊施設その他の施設」と、その他の施設というものをまた書いておるわけなんです。実際に失業保険関係の福祉施設を見ると、総合職業補導所と簡易宿泊所それから総合福利施設、この三つだけしかないのです。さうすると総合職業補導所と簡易宿泊所を全部入れるという建前を政府がとつておるなら、あとその他の施設として残るものは総合福利施設だけです。これは全国で七カ所しかない。去年一カ所作つておつて、うち新設が今年六カ所ですから全部で七カ所です。しかも三十二年度分がこれに入らないとするならば三十一年度が一カ所、さうすると何も政令で選択的にやるよさな書き方をしなくても、政令で定めるといふのをどけて二十七条の二の第一項の施設のうちこれこれその他、さういふ網羅的にしてもいいはずなんです。十九条の一項の一号というものは

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたように、失業保険法の第二十七条の二の規定には職業訓練施設とか宿泊施設とかいう固有な名詞は載せていないのであります。広く福祉施設という概念でカバーしておるのでございまして、さういふものをピク・アップして二つ例示したわけでございますが、さういふものを個別的に全部種類を予定し、かつその具体的内容も明確にするということが法律技術的に問題がございまして、政令で定める職業訓練施設、さういふように、政令でその種類内容を定める、さういふように規定したわけでありまして、さういふ立法技術上の点からさういふ書き方にいたしておるわけでありまして。

○瀧井委員 どうもそこあたりが少し納得がいきかねるのですが、二号を見ると「職業訓練施設、宿泊施設その他の施設」と、その他の施設というものをまた書いておるわけなんです。実際に失業保険関係の福祉施設を見ると、総合職業補導所と簡易宿泊所それから総合福利施設、この三つだけしかないのです。さうすると総合職業補導所と簡易宿泊所を全部入れるという建前を政府がとつておるなら、あとその他の施設として残るものは総合福利施設だけです。これは全国で七カ所しかない。去年一カ所作つておつて、うち新設が今年六カ所ですから全部で七カ所です。しかも三十二年度分がこれに入らないとするならば三十一年度が一カ所、さうすると何も政令で選択的にやるよさな書き方をしなくても、政令で定めるといふのをどけて二十七条の二の第一項の施設のうちこれこれその他、さういふ網羅的にしてもいいはずなんです。十九条の一項の一号というものは

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたように、失業保険法の第二十七条の二の規定には職業訓練施設とか宿泊施設とかいう固有な名詞は載せていないのであります。広く福祉施設という概念でカバーしておるのでございまして、さういふものをピク・アップして二つ例示したわけでございますが、さういふものを個別的に全部種類を予定し、かつその具体的内容も明確にするということが法律技術的に問題がございまして、政令で定める職業訓練施設、さういふように、政令でその種類内容を定める、さういふように規定したわけでありまして、さういふ立法技術上の点からさういふ書き方にいたしておるわけでありまして。

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたように、失業保険法の第二十七条の二の規定には職業訓練施設とか宿泊施設とかいう固有な名詞は載せていないのであります。広く福祉施設という概念でカバーしておるのでございまして、さういふものをピク・アップして二つ例示したわけでございますが、さういふものを個別的に全部種類を予定し、かつその具体的内容も明確にするということが法律技術的に問題がございまして、政令で定める職業訓練施設、さういふように、政令でその種類内容を定める、さういふように規定したわけでありまして、さういふ立法技術上の点からさういふ書き方にいたしておるわけでありまして。

はほとんど全部保険施設が入ること
に、この前総務課長さんから御説明い
ただいた。そうすると二号も全部入っ
ても悪くないはずですが、ところが二号
だけは特に選択的にしておるのが私は
わからないということなのです。

○村上(茂)政府委員 失業保険法の二
十七条の二第一項では具体的な福祉施
設の種類を明示しておりませんが、失
業保険法施行規則三十七条の二の規定
でございまして「職業補導の施設、宿
舎の施設その他これらの者の福祉の増
進を図るための施設をいう」というよ
うに、福祉施設の種類の、内容を施行規
則の段階で明らかにしておるわけであ
りますが、その施行規則の中におきま
しても「その他これらの者の福祉の増
進を図るための施設」ということで、そ
の他の施設というのがあるわけであ
る。これは将来福祉施設の発
展拡充に伴いまして、現在設けており
ます職業訓練施設なり、宿泊施設以外
の施設が出る場合もあり得ることであ
る。そのうち、そういう新たに設けら
れるような施設もこの事業団に加える
ことができるように第十九条第一項第
二号の規定では、その他の施設という
言葉を入れておるのでございます。な
お現在福祉施設の中でその他の施設が
六カ所ばかりあるじゃないかという御
指摘がございましたが、これは共同作
業施設として身体障害者補導所に付設
してある施設がございまして、これは
身体障害者職業補導所と一体的に運営
されるのが適当でございまして、これ
を無理やり切り離して事業団に持つて
くるということはいかがかと存じます
ので、これは従来通り身体障害者職業
補導所の付帯施設として運営して参り

たい、かように考えておる次第でござ
います。
○滝井委員 十九条一項の一号と二号
の書き方について福祉施設を一応こう
いう形で取り上げていこうとするなら
ば、あとに残るものだけをちよびり
どこかに残しておいておまるところ
だけを取り上げてしまつていくという
ことであるならば、もはや失業保険の
福祉施設は、全部事業団が責任を持っ
てやる形の方がはつきりしてくるので
す。それを一部の職業安定局にあるい
は都道府県にちよびり残す、そうし
て中身のいいあんなことを事業団が
とつてしまつていくことでは、なかな
か行政はうまくいかない。やるならこ
の失業保険法二十九条の二の施設は一
応全部事業団に持つていく方がいい。
そういう形の方がすつきりしてくると
感じがするのですが、大して大き
な問題ではないので次に移ります。

次にこの事業団の建物や土地、すな
わち土地等を評価する評価委員がで
るのですが、この評価委員というのは
一体どういう人がなるのですか。それ
からまた地方公共団体の土地につい
ては、知事にも十分に相談をいたして
おるとは言えないという状態です。個々
の知事には一応協議したとおっしゃる
が、知事会としてはそうではないとい
言っております。地方公共団体の知事
さんも評価委員になって評価すること
になるでしょうか、評価委員は地方公
共団体から入るのですか。どうい
う方がなりますか。

○村上(茂)政府委員 評価委員は、労
働大蔵省の関係職員、それから出資
された地方公共団体の代表者、事業
団の代表者、学識経験者等から労働大

臣が選任する予定であります。地方公
共団体の代表者もこの中に入れる、か
ように考えております。
○滝井委員 評価委員その他評価に関
する事項は政令で定めることになつて
おります。地方公共団体その他も入る
ことでありますから、ぜひ一つそうい
うことで運営をしなければならぬと思
います。これはきのう事業団の理事の
問題で井堀君から言われておりました
ので、きょうはなかなか周到な御答弁
で敬服をいたしております。
そこで次に井堀君が落しておいた
その役員関係を少しく尋ねたいので
す。理事長は一名で労働大臣が任命す
る、俸給は十三万円程度だ、理事は四
名で理事長が任命をして労働大臣が認
命する、監事は二名で労働大臣が任命
する、理事、監事の給料は大体十万円
くらいだ、こういうことを聞かせて
もらいました。評価委員のことはい
らうと政令で定められているのですが、理
事長なり、理事、監事になってはいけ
ない者の規定は、一応欠格条項として
十二条関係に出ています。これらの
者の具体的な基準と申しますか、それ
らというものを法的に明示することがで
きないならば、政令である程度明白に
しておく必要があるのではないかと
いう感じがするのです。ここで御尋ねし
たいのは、この方々は任期四年の役員
でございまして、今までの労災協会の
運営の仕方はどういふ工合になつて
おつたか、これをまず御説明願いたい。

○三治説明員 労災協会の運営は、毎
年病院収入の見込みと支出の見込みを
運営について立てまして、その不足分
を経営委託費として出しておられます。
経営部面だけを労災協会ですらせてい

るわけでありまして。従つて新営費、機
械器具購入費は政府みずからがやつて
いたわけでございます。
○滝井委員 経理面の運営ではなく人
的な労災協会の運営はどうやっておる
か。人的な構成です。
○三治説明員 労災協会は会長一名、
副会長二名、常務理事若干名、内部は
総務部、施設部、業務部というふう
に分れております。
○滝井委員 会長、副会長及び常務理
事はどういふ方法で選任をしておつた
のですか。
○三治説明員 これは財団法人でござ
いますので、別に政府が任命するとか
なるとかということではなくて、一番初
めに会長として清水玄玄さんがおなり
になつて、その後も引き続いておられます。
それから理事その他の方でも労働省の
財団法人としての監督権はございませ
んが、そういう人事についての直接な、
今度の事業団みたいな任命権、罷免権
というふうなものはありませんので、
実質上は労働省と若干の話し合ひは
あつたこともありませうけれども、こ
ちの方が任命するとかなるとかとい
うことはない。やはり民法の規定によ
る寄付行為によつて仕事が行われている
というふうなのが現状であります。

松田さん、近藤さんというふうになつ
ております。
○滝井委員 労災協会は少くとも労働
者と使用者と公益が入つておること
は今の御説明で明白になつてきたわけ
です。そういう形で運営をしておつた
労災協会の病院が、今度一挙に天下り
の労働大臣が任命をする理事長、理事
長の任命する理事、こういう形で運営
をせられるということになれば、これ
は百八十度の性格の転換になるわけ
です。こういう点が昨日井堀君から、こ
れは憲法違反の前ふれだということ
を言われる理由もそういうところから私
は出てくると思う。従つて、理事長な
り理事の任命の様式というものを法又
か政令で明確に定めておく必要がある
と思ふ。少くとも評価委員と同じよう
な民主的な選任方法にしない以上は、こ
れは問題が私には出てくると思ふ。昨日
も井堀さんから言つておつたように、
普通の健康保険とは幾分違つたところが
ある。これは普通の健康保険と同じだ
という割り切り方をすれば労災保
険の治療というものは自由診療の範疇
に属するものとはしない。ところが依
然として自由診療の範疇に属せしめて
やつておるといふことは、公傷とい
うものが一般の私傷とは違つたとい
う概念がどこかにある。これは昨日井堀さん
も言つておつたように、同じ個所のや
けどならやけどでも私傷のやけどであ
らうと公傷のやけどであらうと、治療
法は科学の前には一つだ。しかし、治療
法が一つであっても、公傷のやけどと
いうものは自由診療で、医者が自由自
在にいわゆる点数とか単価のワタを離
れてやれる姿をとつておると、いふのは
それは何かそこに公傷といふものが私

傷とは違ふのだという幾分やはり精神的にも恩恵に浴させてやろうじゃないかという概念が、言わず語らずのうちにわれわれ皆を支配している形が出てきていと思うのです。そうすると、今までそういうものは労働者の意見もある程度経営の中に――労働者代表なり事業主代表なり、事業主は全部保険料をメリット制で納めておるわけなんですから、従つて、そういう点を円滑に反映する姿というものは、私はこの事業団にも出ていかなければならぬと思ふ。この事業団にそういう性格を出すために、法律の中において、この事業団を運営していく中核的な地位にある理事長なり理事のその人事、人選のときにそれが出ておらなければ、あとで出そうとしたってなかなかこれは出ません。そういう点で、私はこの法案はこういうところにもどうも大きな欠陥があるという感じがするのです。これは森林開発公団やその他農地関係の公団とは違ふことは明らかなので、から、こういう点ではまあ異議ありといわなければならぬと思ふのです。そういう点で、昨日も井堀さんがいろいろ追及をしておりましたが、あなたの方で言を左右してそこらあたりは明白にならなかつた学識経験豊かで人格高潔な人とか何とかいろいろ言っておつたけれども、そういう抽象論じゃなくて、あなたの方で、運営の面で、具体的に使用者側なり労働者側なりの代表をずばり理事に入れていくだけの雅量を持っておるといふ答弁ができるかどうか。これはあなたの方で今答弁がおできにならぬということになれば、あとで大臣に来てもらつて尋ねなければならぬと思ふのですが、日本の

政治はまあ一応政党政治になっておりますけれども、まああなたの方が頭腦ですわ。まああなたの方の意向が大臣を動かす一つの原動力になる。あなたの方はどういふ工合に考えておられますか。
○村上(茂)政府委員 労災保険によるところの保険給付が労働者の福祉に沿う線において慎重かつ適切に行われなければならぬ、こういう点については私も全く同感でございますが、しかしその点は治療とかそういう療養の面において労災保険の趣旨に沿うような適切な療養を行えば足るのでないか、私もはかように思ふのでございませぬ。事業団というそういう団体の理事長なり理事の選任の仕方につきましては、いろいろお考えはあるかと存じますが、一応法律的な前例を見ましても、昨午国会で制定されました労働保険審査会とか、ああいう準司法的な機能を営む審査会の委員につきましても、資格条件を明示する、そういう国会の御承認まで得る、こういうふうな手厚い手続をとっておるのでございませぬ、しからざるものにつきましても、立法上の前例といたしましては欠格条件は書いておられますけれども、積極的な資格条件は規定した例はないのでございませぬ、そういう例に従つておるのでございませぬ。ただ具体的にどういふ人物を選任するかということについては、確かに団体の運営上非常に重要な関係があると存じますが、考え方としてはしましては昨日も大臣が御答弁申し上げましたように、学識経験を有し、公益的な立場で広い角度から物事を判断できるような方が適任ではないかと存じておるのでありまして、ことに労働者代表、あるいは使用者代表という

特定の立場に立たなければならぬ、こういうふうな私どもは考えておらないのでありまして、公益的な立場から広く問題を考え、適切に事業運営をなし得る方が、理事長及び理事として適任ではなからうか、かように考えておる次第でございませぬ。
○滝井委員 そういふ点は、大臣が来てからもう少しお尋ねをしたいと思ひます。
次にこの十九条の二項に、「事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる」と書いてあります。この一、二、三に掲げる業務の遂行に支障を来たさない範囲で行える他の仕事はどういうことが考えられるのですか。
○村上(茂)政府委員 具体的な例を一つ、二申し上げますと、たとえば技能者養成指導員というのがございませぬが、これは民間の企業体が集まりまして、技能者養成共同施設を作つておられますが、その指導員の講習訓練をしますが、そういう施設が十分でないのをございまして、そういうものにございましては委託を受けて総合職業訓練施設でそういう指導訓練をするとか、あるいは一般の職業指導所の指導員の訓練をするとか、こういうふうな事例が考えられるのであります。
○滝井委員 昨日お願いしておつた業務方法書の内容、そういうふうなものはいかようなものでございませぬか。
○村上(茂)政府委員 業務方法書の内容として記載すべき事項は省令で定めることになっておりまして、具体的に

まだ確定はいたしておりませぬ。ただ概念的に申しますならば、労災病院の設置基準とか設備の基準とか、あるいは総合補導所の科目の選定基準とか、あるいは宿泊施設の利用条件等につきまして、事業団の内部規定の根幹となるような事項を労働省令で定めたい、かように考えております。
○滝井委員 この事業団法の二十二条ですかに、いろいろと予算、事業計画、資金計画を作らなければならぬことになっておるわけですね。しかも国は交付金を予算の範囲内で事業団にやることになるわけですね。具体的に昭和三十三年度のこの失業保険と、それから労災保険のこの特別会計の中から、どういふ経費が一体事業団に具体的に移つていくことになるかということなのです。昭和三十三年度については、設置の経費というものはこれはいかならないということが、付則の八条だつたかに書いてある。従つて施設の運営と今年読みかえるのだから、施設の運営の経費だけがいくことになる。当然三十億、四十億という莫大な施設を運営をしていくわけでありませぬ。それから、それとのかね合いが要ると思ふ。そうしますと、この特別会計の中にもそれぞれ相当の予備費も計上されておられます。従つて予備費等の中からも具体的に相当事業団の中には移つていかなければならぬと思ふ。しかも現実に三千四、五百人の人がそこで働くという施設ですから、今の労働省よりかむしろ大きくなるのではないかと、労働省は今本省だけで三千五百人いないでしょう。そうしますと、これは相当なものがあるが、一体この特別会計の予算の中のどれとどれとどれと、どの

程度のもので、この事業団にいくことになるのですか。
○松永政府委員 昭和三十三年度におきまして、労災特別会計及び失業保険特別会計におきまして、保険施設の運営費として計上されております分が事業団にいくわけでございます。先ほど御指摘のように施設の建設につきましては三十三年度は国がこれを行うということになりますので、この経費は直接国がこれを管理し仕事を参るわけでございます。運営費関係につきましては労災特別会計におきまして、病院、傷病者訓練所等の運営の経費といたしまして、二億一千五百三十五万四千円が計上されてございませぬ。それから失業保険特別会計におきまして総合職業指導所の運営の経費といたしまして一億三百六十万円が計上いたしてございませぬ。
○滝井委員 労災関係で二億一千五百三十五万円、それから失業保険関係で一億三百六十万円、はしたがありますが、はしたは削つてその程度いくそうでございませぬ。そうすると予備費等を見ていきますと、労災保険の方の予備費は三十四億五千五百三十二万円ある、それから失業保険の方は百二十九億ばかりの予備費がある。当然これは今までそういうものをひくくためやつておつたわけですね。予備費というのは予見しがたい予算の不足に充てるための経費が予備費なものですから、そうすると代行機関として三千人をこえる人です。そうしてやがて六十億になんなんとする財産を運営をする機関に一文の予備費もやらぬというのはいかぬと思ふのです。運営をするのだから運営の費用だけをやればあと

はお前らは適当にやっておけ、こういうことになるとこれは私は今から予見しておきますが必ず独立採算制をとらざるを得ないことになる。そうしますと、どういふことが起るかという、今まで一点単価十五円でやっておった自由診療といふものを赤十字病院と同じに必ず二十円に上げなければやっつけぬことになる。それは労災といふものは非常に高度の治療を必要とする一面、濃厚治療を必要とするのですよ。そうしますと、濃厚治療をすれば労災には莫大な金がかかってくる。そこから理めていくかという、必ず健康保険が一般患者で埋めていかざるを得ないことになる。従ってこういうところこの労災病院が日本赤十字と同じような運命をたどる可能性が出てくる。現実に国立病院がそういう状態になってきておる。国立病院がそういう状態になってきて、やはり入院に格差をつけなければならぬという形になってきておるのである。しかも入院料は国立病院は一般の私的医療機関より一割ないし二割を引いてやっておるけれども、主食、副食を合せて百三十円程度の飯を食わせなければならぬのに九十四円十銭をそこしか食わせない。三十円だけ搾取しているという形が現実に出てきておるのです。こういう徴候が国立病院にも出てきておる。これは独立採算制で、非常にシビアな予算しかやらない、予備費もこういうものにはやらないといふことになって、あなた方が出し惜しみをしている、それはあなた方にはからんやかかわい労働者なり一般の健康保険の患者に転嫁される。労災の患者にどういふ点で

転嫁されるかといふと必ず飯代が削られてくる。飯代が削られれば治療が長引く。長引けばそれはね返って労災の経費といふものがだんだん水増しされるのです。だから三億一千八百万円程度の方で出すというが、それでは私は少いと思う。労働省よりかきと大きな機構になる事業団といふものの経費が、運営の経費だけをやってあとはいかぬと思うのです。そしてしかもその金の使い方は、業務の方法書を作った方から見ていくと、必ず非常な重なり、大蔵省があなた方の予算を査定するような状態でおそらくあなた方はきっちり見ていくでしょうよ。何といふことはない、屋上屋下。一番ばかを見るのはそこに働いておる医者だ、こういうようなことになってしまふんです。それはどうしてかといふと、労災の患者からはもつといふことをやってくれと言われる。あなた方は予算を節約してくれと言われ、やせ衰えるのはそこで働いている療養担当者だといふことになる。療養担当者とは何かしなまきやならぬといふので濃厚診療をやっておれば、今度は厚生省が知事指定の健康保険法四十三条の一号の病院だといふことでずばり監査をやつて、今度は保険医を取り上げられるといふことになる、何といふことはない、やせ細るのは療養担当者だけといふことになる。こういう点でこの予算といふものをどういふ工合に分けて与えるのか。もっと具体的なものを出してもらいたい。これはこの法案がきよ通つてもいざ私たちは別な角度から問題にしたい

と思うので、今こまかいことを言つても時間がありませんからその点を私は留保いたします。従つてそういう点を一つ具体的に抽出していただきたいと思ふのです。このわれわれが審議をして通した予算だけを見ても事業団の全貌なんてものはさっぱりわかつてこないのです。しかもその法律を読んで事業団が具体的にどれだけの金を使つて、どういふ工合に運営をせられるかといふこともわからぬ。わからぬでこの法案を通すといふことはけしからぬことなんですから、しかし一応きよ通すといふ約束になつておるので誠実信義の原則に反するわけにいかぬので、泣きの涙で採決をしなければならぬといふ形に追い込まれておるのですが、ほんとうはこれはわれわれはもう納得のいかないところなのです。そこでそれは出していただくといふことにして、いざこれでは大臣が来たらず算の点ももう少し大臣に念を押ししたいと思います。

次には職業補導関係ですが、職業補導の仕事は今までは知事にやつておつておつた。ところが今度は事業団がやる、こういうことになるわけなんです。そうしますと総合的な職業補導、特に技術指導を中心にして職業補導が行われるということになりますならば、これは当然その地域社会の民情に合ったあるいは経済情勢に合った職業補導が行われなければならぬことは当然なのです。今まではその地域によって知事が十分地域の情勢を知つて総合的な職業補導をやり、同時に公共職業安定所と向々相待ち、車の両輪の形で運営をしておつた。今度は事業団が上からきてやる形になるわけなのです。

そうしますとこの二十条の業務方法書等を作つたり、あるいは二十二条の、いろいろと予算や事業計画や資金計画を作つて、当該事業年度の開始前に労働大臣の認可をそれぞれ受けることになるわけなのですが、こういう場合に、その地域の情勢を一番よく知つており、しかも公共職業補導所という職業補導の一面を担当しておる知事の意見を何にも聞かずに、事業団だけが勝手に、その地域社会できつめて必要な中堅的な技能者、中堅的な職業人を養成するといふときに聞かなくともいいかどうかといふことなのです。私は日本の職業行政といふものがほんとうに地域社会の大地に根をおろそうとするならば、やはりそれくらいの雅量といふものを持つておつていいと思ふ。ところがこの法律を読んでみると、さういふものもありません。民主主義的なのは評価委員だけ、あとは全部天下りだ。予算も方法書もみな天下りの形だ。これではほんとうの地についた福祉行政が行われるかといふことなのです。福祉行政といふものは少くとも地域の経済と民情と風俗とを十分に知り、やさしい言葉でいへば甘いも辛いもかみ分けて、そうして行つておるの行政が私は福祉行政だと思ふ。だからこそ厚生省には指導員とか民生委員といふものを置き、しかも地域社会にどんどん入つていける児童福祉司とかあるいは社会福祉主事といふものを置いておる。私は職業補導教育もそうだとおもう。職業補導教育を受ける者は何とも高等の教育を受けた人が行つて受けるものではないと思ふ。せいぜい高等学校か中学以下の子弟がおもに受けることだと思ふ。そうだとするならば私

はやはり地方長官の意見を聞く条項を第二十条、二十二条には——出資をせしめておるのですから、金を出資せしめておつて、出資せしめた人の意見も聞かない。しかもその人が全然関係のない者ならばとにかく、同じような職業補導行政といふものをやつておる知事の意見も聞かない。金は出さざるが意見は聞かない。同じような仕事をやらしては、地方自治体の長は踏んだりけつたりされたと同じことなのです。これは知事会がまっとうから反対するのは無理ない。こういう点は与党みずから修正しなければいかぬのです。こういう少くとも大衆生活に密着しておる行政、病院行政とか失業保険行政といふものはやはり下情が上通する姿を作らなければいかぬ。上意下達だけではだめです。そういう点あなた方は二十条と二十二条でうまうま職業補導行政がいくつと思ひますか。

○江下政府委員　ごもっともな御意見だと思ひます。そこで実はこの法律にはこの点について明確な条文を置いておりませぬけれども、御趣旨の点はせいぜい政令におきまして必ず私は運営ができるように努力いたしたいと思ひます。

○滝井委員　政令に譲るといふことでございますが、実は政令といふものは行政の手に握られたときのことであつて、ほんとうにそういう気があつて、トラブルを未然に防ぐ意味においてやはり法律で書く方が私はよかつたと思ふのです。これは今江下局長さんは私の意見に同感であるといふ意を表明してくれました。この法律がもし

通つて実施の段階になるならば、十分知事の意見というものは聞かなければ私はいまうかぬと思う。

質問が少しあつたときになりましたが、一体総合職業訓練所というものを知事が運営ができない。知事が運営をしておつたならば非常に支障があつたという実例でもあるのですか。知事が運営をしておつたのでは工合が悪い、事業団でなければならぬという何か積極的な理由があれば、一つあわせて教えていただきたいと思う。

○江下政府委員 総合職業補導所は失業保険施設でございますし、先般来るの申し上げておきますように、国の責任において実施すべきものである、これが私は建前であると思つて、それからもう一つは、これも前に私申し上げましたように、失業保険法の保険施設につきましては、一般の府県知事でもやっております職業補導所よりは、網羅的な、高度な職業訓練というものを目標にして考へておるわけでございませう。現在やっております総合職業補導所の補導につきましては、これは先生のおっしゃる通り、一般の補導と同種のものでございませうけれども、しかしながら今後は、被保険者——工場、事業場に現在働いておる人を対象にいたしまして、職業訓練を活発に実施していかねばならないということもございませう。なお、ほかの例を申し上げますと、先ほど村上君から申し上げましたように、職業訓練関係全般の職員の資質の向上のための研修等も、この総合職業補導所において行いたいということがございませう。さらに、その地方における技術に關します相談、援助、広報というふうな面も、広くこの総合訓練施設

全部法律で書いてやる、こういうふうな相談が事前に行われておらなければならぬと思うのです。ところが、自分たちの方は、うまく恩給関係の通算ができるように書いておるけれども、地方自治団体の職員については、これは何にも明示されていないんです、こういう片手落ちになつておる。もうそういう点から見ても、あなた方は、地方公共団体の長との間の意思の疎通が十分なような感じがする。それは、もし現在職業補導所に勤めておる自治体の職員が、私は事業団には参りません、こう言つたときは、一体どうなるんです、首ですか。

○江下政府委員 現在職業補導所に勤めておられます職員の大部分は、府県からいらつたおる職員でございます。そこで今お話しのように、行かない、事業団はいやだといふ場合は、私も府県と話し合ひをしまして、その人の身の立つように府県の方で引き継いでいただくようにお願いをするつもりでございます。

○村上(茂)政府委員 恩給関係の問題につきましては、地方公務員につきましては道路公団とか住宅公団の前例がございまして、地方公務員であつて公団に勤務し、また地方公務員になるといふような出入の場合の恩給通算につきましては、住宅公団、道路公団に前例があるでございませう。法的な措置としてしましては、特段この事業団法に規定を設けなくても、地方自治法施行令百七十四条の五の第一項第四号を改正いたしまして、道路公団とか住宅公団とか列挙してありますから、そこに労働福祉事業団を一つ加えていただきますと、地方自治法の関係で恩給通

算の処置が講ぜられる、こういうことになるのでございまして、政令改正によつて無理なく、スムーズに処置できる、こういうことで、事業団法に特別に恩給措置を規定しなかつたわけでございます。前例もあることでございませうから、府県の御協力を得ましてスムーズにできるのではなからうか、かやうに考へておる次第でございませう。

○滝井委員 政令はあなたの方の手のうちにあるものだから、自由自在に粘土細工のようにできるだろうと思つても、私はこの法案の審議の冒頭にやつたのですが、実際に大蔵省で税を扱つてい

る専門家が、いよいよ自分で政令を出しておきながら、一番非公益的なものを公益事業のトップに上げてきたりしておる醜態なんですから。だから、そういう点は、地方自治体のものを取り上げるについては語弊があるけれども、事業団の方に入れるのだから、そういうときはやはりそれだけの温情と申しますか、少しはめんどうくさくてもそれだけの手續をしておく方がいいだろうと私は思ひます。

○滝井委員 労働福祉事業団法の採決に當つて、最後に大臣に三點だけお尋ねをしておきたいのです。それは今ま

して県に採つてもらふんだと言つけれども、現実に職業補導所に働いておる職員の身分というものは、実に風前のともしびです。県だつて、自分の所管で今までやつておつた仕事場が、国の代行機関となつたところの事業団に取り上げられて、そうして向うに行くのはいやだといふ職員をまた自分の方にかえ込まなければならぬといつたら、今のようには地方財政の赤字で定員のうるさいときに、労働省みずからが労働問題を宙に浮かす形を作るじゃありませんか。事業団に入らない職員は地方自治体が何とかめんどう見なければならぬといふような規定を、この法律の中に——知事も十分話し合つて、いろいろ協議をしておるならば、やはりそれを入れてやつておく、附則にでもちよつと入れてやつておけば、安心するのです。三十五條でこんな長々と書いてくれておる温情があるのですから、そのくらのことをやるのは当然なんです。そういうことがどうしてできなかつたのか。

○村上(茂)政府委員 恩給関係の問題につきましては、地方公務員につきましては道路公団とか住宅公団の前例がございまして、地方公務員であつて公団に勤務し、また地方公務員になるといふような出入の場合の恩給通算につきましては、住宅公団、道路公団に前例があるでございませう。法的な措置としてしましては、特段この事業団法に規定を設けなくても、地方自治法施行令百七十四条の五の第一項第四号を改正いたしまして、道路公団とか住宅公団とか列挙してありますから、そこに労働福祉事業団を一つ加えていただきますと、地方自治法の関係で恩給通

算の処置が講ぜられる、こういうことになるのでございまして、政令改正によつて無理なく、スムーズに処置できる、こういうことで、事業団法に特別に恩給措置を規定しなかつたわけでございます。前例もあることでございませうから、府県の御協力を得ましてスムーズにできるのではなからうか、かやうに考へておる次第でございませう。

○滝井委員 労働福祉事業団法の採決に當つて、最後に大臣に三點だけお尋ねをしておきたいのです。それは今ま

算の処置が講ぜられる、こういうことになるのでございまして、政令改正によつて無理なく、スムーズに処置できる、こういうことで、事業団法に特別に恩給措置を規定しなかつたわけでございます。前例もあることでございませうから、府県の御協力を得ましてスムーズにできるのではなからうか、かやうに考へておる次第でございませう。

算の処置が講ぜられる、こういうことになるのでございまして、政令改正によつて無理なく、スムーズに処置できる、こういうことで、事業団法に特別に恩給措置を規定しなかつたわけでございます。前例もあることでございませうから、府県の御協力を得ましてスムーズにできるのではなからうか、かやうに考へておる次第でございませう。

で労災病院を運営しておいた労災協会というものは、その運営の主流をなす理事陣というものは三者構成であった。すなわち経営者の代表、公益代表、労働者代表、こういう三者が入ってやっておくことは明白なんです。ところがその労災協会の今まで運営しておいた労災病院というものを政府出資の形で事業団に移してしまおうわけです。ところがその事業団の今後の運営の主体は、労働大臣の任命をする理事長を中心になり、理事長が今度は理事長を任命して労働大臣の認可と申しますか、承認と申しますか、そういうものを受ける形になっておるわけです。そうしますと、私は理事の任命については、今までの労災協会が運営しておいたような精神を、労災保険の特殊性から考えて、ある程度受け継いでいくことが必要ではないか、こういう考え方が濃厚に出てくるわけです。そこで労働大臣としては、そういう労災協会の今までの運営をしておいたような精神をこの事業団の人事面に具現をしていく考えがあるかないかということ、まず最後にお聞きしておきたい。

○松浦國務大臣 昨日も理事長、理事の選考に對しましてどういふ考えかということに對してお聞いがあつたのでありますから答えたのであります。が、その条件といたしましては広く公益的立場に立つた人であつて、知識経験を有し人格が高潔な人であつて、しかも経営の才腕を十分持つておるといふような内容の人を選考いたしたいと思つておるのであります。ただいまお聞になりました三者の代表の構成はどういふことであるか、従来経営して来られました中にもやはり

今申し上げましたような条件にかつていないものがあるとするならば、それはやはり選考の対象にいたしまして御期待に沿うようにいたしたいと思つておられます。

○滝井委員 期待に沿ふようにやつていただけるのでございますから、ぜひそういう点を慎重に御考慮をいただきたいと思ひます。

第二点は、今年度のこの事業団の運営のための予算というものは、今年度は施設の運営だけしかやらないわけですから。その運営の総額は約三億一千八百万円程度になるようでございます。大臣も御存じかと思ひますが、少くとも政府がこの事業団に投資をする総額はやがて六十四億になんなんとす状態になります。そこで働く職員の数も三千五百人をこえるという状態です。そうしますとこれは労働省の本省よりか大きな機構になってくる。そこにならば運営の経費だけ三億一千八百万円程度をやつて予備費その他がなるといふことになれば、この運営といふものはきわめて窮屈になってくる。運営が窮屈になることはどういふことを意味するかという、そのしわがこれはそこで働く職員に及ぶか、あるいはそれらの保険施設やあるいは福祉施設に入つてくることのある労働者にしわが寄つてくることは明らかです。

従つてこの予算について十分——これはこの労災保険なり失業保険の特別会計から事業団に金をやるのですから、そのやうな場合に大臣としては慎重に考慮して、運営が窮屈になつて、その結果が大家に及ばないような措置、考慮といふものを、大家はもちろんです。職員にも及ばないような措置、考慮といふ

ものをしてもらへるかどうかということなのです。この点を一つお尋ねいたします。

○松浦國務大臣 本年度の事業団に對する交付金は、ただいま御指摘になりましたように大体三億を予定しております。また事業団自体の収入もありますから、本年度の事業団の運営に要する予算はおのおの歳入歳出が約十三億円ぐらいの予定をいたしております。事業の運営には支障はないと考えますが、御指摘の点もありませんから、この運営に對しましては十分注意をいたしまして公益性の發揮できるように努力したいと思ひます。

○滝井委員 次に最後でございますが、実はこの提案理由を見てみますと、労災病院等が二十四の多きに達した現在、民間の一体にまかしておいたのでは事務能力、財政能力等の点から申しても責任体制に欠けることがあつて、いわば労災協会をやらせることにも限界点に達したのだ。そこで政府みずからこれらの施設の設置及び運営に當る方式が適当じゃないかということが考えられたけれども、国が直接やることは行政機構の拡大等から見ても必ずしも最善の策とは考えられないので、代行機関である事業団を作るのだ、こういうのが提案の要旨になつておられます。ところが現在各省にある病院の状態を御見みますと、労災病院は今労働省は十七です。これは完成をしましてやうと二十四になります。日本国鉄道を見ても病院の数が四十四あります。それから日本電信電話公社を見ても十九あります。それから文部省は三十九あります。厚生省は国立病院

が七十六あります。それから国立療養所が百九十六あります。今私は労働省よりか多いところだけ言つてみたのですが、そのほかみなそれぞれ、郵政省のごときも十五くらいになっております。これはテスト・ケースだと言われました。こういう福祉事業団的な事業団を作ることはテスト・ケースだとおっしゃいましたが、そうなりますとこれは各省みな作ることになる可能性があらわなわけです。國務大臣としての松浦さんは今後各省がこういうものを作ること御推進なさる意思なのか、それとも労働省だけでござつて、あとはもう作らない、國務大臣としてそういう方向で閣議で主張せられていくのか。こういう点を一つ最後に明白にしておいていただきたい。

○松浦國務大臣 予算編成のときに私もこのことを主張いたしました。この間もここで答へいたしましたのであります。折衝してみたのでありますけれども、どうしても向うの方ではこれと一緒にするという意思がないものでありますから、一応今お話しになりましたようなテスト・ケースとして労働省の關係のみを作つたのであります。この経営を今度やりますと、現在各省における、それぞれ経営しておられますものよりもこういう経営をした方がいいということになれば、いい方の例によつて各省に作るということも私は当然だと思ひますが、現在はおとあへず、テスト・ケースとしてこの福祉事業団を運営してみまして、その結果によるのだと思ひますので、私は現在労働省のみにしておきたいと思つてお

が七十六あります。それから国立療養所が百九十六あります。今私は労働省よりか多いところだけ言つてみたのですが、そのほかみなそれぞれ、郵政省のごときも十五くらいになっております。これはテスト・ケースだと言われました。こういう福祉事業団的な事業団を作ることはテスト・ケースだとおっしゃいましたが、そうなりますとこれは各省みな作ることになる可能性があらわなわけです。國務大臣としての松浦さんは今後各省がこういうものを作ること御推進なさる意思なのか、それとも労働省だけでござつて、あとはもう作らない、國務大臣としてそういう方向で閣議で主張せられていくのか。こういう点を一つ最後に明白にしておいていただきたい。

○松浦國務大臣 予算編成のときに私もこのことを主張いたしました。この間もここで答へいたしましたのであります。折衝してみたのでありますけれども、どうしても向うの方ではこれと一緒にするという意思がないものでありますから、一応今お話しになりましたようなテスト・ケースとして労働省の關係のみを作つたのであります。この経営を今度やりますと、現在各省における、それぞれ経営しておられますものよりもこういう経営をした方がいいということになれば、いい方の例によつて各省に作るということも私は当然だと思ひますが、現在はおとあへず、テスト・ケースとしてこの福祉事業団を運営してみまして、その結果によるのだと思ひますので、私は現在労働省のみにしておきたいと思つてお

○滝井委員 たいだいま議題となりまして労働福祉事業団法に對し、日本社会党を代表して反對の討論をいたさんとするものでございます。

反對の第一の理由いたしますところは、今この法律の第一条におきまして、この事業団の支柱をなしてくるものは労働者災害補償保険の施設と失業保険の福祉施設のこの二つが事業団の資本として投入せられることによつて運営をせられることになつてございまして、この点に關して特に労災保険法の第一条の精神といふものと事業団の設置の精神といふものは、私は必ずしも政府当局が言われるように明白に一致するものではないという感じがするのでございます。すなわち労災保険法の精神をほんとうに政府がそのまゝやつていこうとするならば、政府みずからこれらの施設を運営することの方がより合理的であり、

○滝井委員 内閣として別に各省の持つておる病院をそれぞれ事業団にしていくのだという方針もないようでございます。従つて一つの思ひつきとしてやつてみるという程度でございます。以上で大体質問を終ります。

○龜山委員長代理 他に御質疑はありますか。——なければ本案については質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○龜山委員長代理 御異議なしと認め、質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。滝井義高君。

労働者災害保険立法の精神にもか
なつておると考えられる。ところが、
それを事業団のような代行機関にやら
せるということについては、われわれ
社会党としては、特に勤労階級の意思
を国政に反映しなければならぬといわ
れわれ社会党としては、異議ありと言わ
なければなりません。これがまず反対
の第一の点でございます。

次に反対の第二の点は、政府は医療
保障四カ年計画を立てて、今後におけ
る日本の病院の配置計画、あるいはそ
こにおいて行われる治療の内容の統
一、すなわち給付の統一というような
ものを当然やつて参らなければならま
せん。しかるに、過去の労働省当局と
厚生省当局の病院行政に対する意思の
疎通の状態を見ると、必ずしも円滑な
る意思の疎通が行われた実績というも
のではないようでございます。しかりと
するならば、今後の国民皆保険を実施
する上における病院行政の総合的な運
管の上においても、ここに労働省だけ
に一城郭をなす事業団ができて、その事
業団が労災病院を運営していくという
点について、われわれは病院行政の総
合的な運営について幾分の阻害をする
点が出るのではないかと懸念を持
つてでございます。従つて、医療保障
の四カ年計画がある程度の見通しがつ
き、その一環としてこういうものがで
きてくるというのであるならば、われ
われは再考の余地があるのでございま
すが、また医療保障四カ年計画も海
のものとも山のものともつかない、いわ
ゆる暗中模索の状態の中にあるとき
に、こういうものが突如として労働省
の中に一城郭を築く形のできることに
ついては、賛成がいたしかねるのでご

ざいます。
次に第三の反対の理由は、職業補導
行政の二元化という点でございます。
現在都道府県の運営にかかると総合職業
補導所というものが事業団に入る、そ
して国がこれを運営する形になると
いうことは、現実には公共職業補導所が
依然として知事の所管下にある現段階
においては、地域の特異性というものを
職業補導行政は当然考慮されなければ
ならない。そういう場合に、そういう地
方行政の段階にある公共職業補導行政
と事業団の行う職業補導との脈絡、連絡
の關係が必ずしも私は明白にこの法案
の中からくみ取ることができません。
従つて、職業補導行政の二元化に陥る
可能性があると申さなければならぬ。
これがまず現在のこの事業団を作るこ
とに反対する第三の理由でございます。

第四の反対の理由は、今大臣から最
終的な御答弁として、理事長なり理事
の選考は、十分民主的な考慮が払われ
るといふことを言われましたけれど
も、その精神がとおりであるならば、
この法案の四カ条の、出資する土地や建
物その他の財産を評価する評価委員の
選任の方法と同じような民主的な方法
が、むしろ法案の上で理事長なり理事
の選任の方法として盛り込まれるべきで
あつたのではないかと申す。そういう点
が具体的に盛り込まれていないというこ
と、これは同時に人事面に、強く官僚統制
と申しますか、そういうものが出る可
能性があるという懸念が持たれるので
ございます。こういう点が第四の反対
理由を形成するものとなるのでござい
ます。

昭和三十三年五月二日印刷

昭和三十三年五月四日発行

大臣の答弁で幾分の杞憂は解消をいた
しましたけれども、なお依然として予
算面の全貌がこの法案の審議の過程で
具体的に資料として政府から示されな
かつた点に、われわれは一つの疑念を
持つものでございます。それは、やが
て六十四億の出資が事業団に投入せら
れ、そして年間五億八千万円をこえる
収入のあるこの事業団の運営が、わず
かに三億余りの金しか政府から交付が
せられないということになるならば、
これは大へなことだと思ふ。しかも
そこに所屬する職員の数は一、二千五百人
をこえておる。こういう膨大な職員
の運営が三億五千万円程度でやられると
いうことについては、どうも私たちは
感じがいすのであります。

こういう五つの点から考えて、日本
社会党としては、この法案は、労災保
險法の精神なり、失業保険法の精神と
ほど遠いものになりやすい可能性があ
り、しかも政府が言うように、事業団
ができることによつて、能率が上り、
しかも労働行政なり職業補導行政とい
うものが順当に運営をせられるという
ことは、法案のどの条文からもくみ取
ることができないという結論に達せざ
るを得ないのでございます。

以上が日本社会党としてのこの法案
に反対する理由でございます。
以上をもつて討論を終ります。
○亀山委員長代理 以上で討論は終局
いたしました。

採決いたします。本案を原案の通り
可決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○亀山委員長代理 起立多数。よつて

〔賛成者起立〕
○亀山委員長代理 起立多数。よつて

本案は原案の通り可決すべきものと決
しました。
なお本案に関する委員会報告書の作
成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○亀山委員長代理 御異議なしと認
め、さうに決します。
次会は、五月七日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。
午後一時十八分散会

〔参照〕
労働福祉事業団法案（内閣提出）に
関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院事務局